

最終更新日:2015年12月10日

ダイニック株式会社

代表取締役社長 大石 義夫

問合せ先:本社企画部 TEL 03-5402-3130

証券コード:3551

<http://www.dynic.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、ステークホルダー(株主、お客様、取引先、社員)とともに成長し、発展していくことを目指しております。そのためには、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と、株主重視の公正な経営システムを構築・維持することを最重要施策として位置付けております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

##### 【補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳化】

当社は現時点では、議決権の電子行使を可能とする環境作りや、招集通知の英訳を行ってはおりませんが、今後、当社の企業環境を考慮し検討をしてまいります。

##### 【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務】

当社では現在、毎期の目標達成が株主の皆さまの期待に応える最大の課題として取組んでおります。その為、事業単年度毎での業績の見通しや、今後の業績への影響が大きいと予想される情報については、当社ホームページ等で適宜開示し次期の計画にも反映をさせております。

##### 【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(後継者計画の監督)】

当社では、現時点では最高経営責任者等の後継者の計画については明確に定めておりませんが、人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中から、選任することとしています。

##### 【補充原則4-2-1 経営陣報酬】

当社における経営陣の報酬は、その一部を業績への貢献度に応じて支給しております。

現在、株式報酬制度等については実施しておりませんが、役員持株会への加入により、株式の長期的な保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しています。

##### 【原則4-8 独立社外取締役の有用な活用】

当社では、社外取締役1名と、社外監査役から1名を独立役員として登録しております。

独立社外取締役は1名ではありますが、社外取締役としての客観的な立場から、他取締役や監査役と意見交換等を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

今後、環境の変化により、独立社外取締役を増員する必要性が発生した場合には、候補者の選定を検討してまいります。

##### 【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

独立社外取締役が複数となった時点で検討してまいります。

##### 【補充原則4-8-2 独立社外取締役の体制整備】

独立社外取締役が複数となった時点で検討してまいります。

##### 【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社では、経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名については、取締役会にて決定し、報酬についても承認された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定しております。

##### 【補充原則4-11-3 取締役会の自己評価】

取締役会全体の実効性評価については、今後、分析・評価方法について検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

##### 【原則1-4 政策保有株式】

当社では、純投資以外の目的で保有する株式は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など、経営戦略の一環として必要と判断する企業の株式を、保有する事ができるとしています。

また、主要な政策保有株式については毎年定期的に取締役会で、中長期的な経済合理性等を検証することとしています。

議決権の行使については、投資先企業の経営実績や展望等を評価し、当社の利益に資すること、中長期的な株主価値を害するものでないことを判断基準として、議決権行使することとしています。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、当社役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会での審議および決議を要することと定めています。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

1. 当社の経営理念や経営戦略・経営目標については、当社ホームページ上に開示しております。

2. コーポレートガバナンスの基本方針については、当社ホームページ及び本報告書、有価証券報告書に記載しております。

3. 当社取締役の報酬については、基本報酬と賞与で構成されており、報酬の水準は、経営監督の機能が十分に発揮されるよう、取締役として相応しいものとしています。

基本報酬は、会社業績、同業他社の水準も考慮した上で、職責や経営能力、功績を反映した報酬としており、賞与については、当期の業績に基づき、配当、従業員の賞与水準、個々の貢献度なども勘案した上で決定しております。

報酬額については、株主総会にて承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議をもって決定しております。

4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名においては、当社の経営幹部または取締役・監査役として相応しい、人格並びに見識ともに優れ、心身ともに健康であり、その職務を全う出来る人物を候補者として、取締役会にて決定しております。

なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得て決定しております。

5. 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知等において開示いたします。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、取締役会において法令・定款、および取締役会規程に定められた付議事項に準拠した経営における重要事項について議論し、意思決定しております。

意思決定した重要事項の執行については、業務執行幹部に委ね、取締役会は、その執行状況を監督しています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、個々の分野での豊富な経験と経営に関する高い見識を有する人物を、独立社外取締役の候補者として選定しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性、規模並びに取締役の選任に関する方針・手続】

当社の取締役の人数は、定款で定める15名以内とし、当社における各事業分野の部門長経験者および子会社社長経験者等の豊富な経験と高い見識を有する人材と、経営管理に適した人材等のバランスを配慮しつつ、適切と思われる人員とすることを基本的考え方としております。

また、社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、個々の分野での豊富な経験と経営に関する高い見識を有する人物としております。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

現在、当社の社外の取締役・監査役で上場会社の役員兼任はございません。

各取締役、監査役の重要な兼職については、株主総会招集通知、有価証券報告書および本報告書に開示しております。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役がその役割・責務を果たす事が出来るよう、必要に応じて社内講習会を開催しており、また、外部の研修会等、積極的に提供・斡旋を行っております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に対する方針】

当社では、定期的な説明会は開催しておりませんが、企画部門を主管部署として、財務部門・総務部門と連携して、株主・投資家への対応をしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニックグループ持株会	1,989,645	4.67
株式会社良品計画	1,298,000	3.05
三井住友海上火災保険株式会社	1,211,000	2.85
株式会社ヤクルト本社	1,034,000	2.43
株式会社三井住友銀行	1,000,000	2.35
みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	2.35
住友不動産株式会社	987,000	2.32
株式会社滋賀銀行	960,000	2.26
株式会社武蔵野銀行	960,000	2.26
オー・ジー株式会社	863,450	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

### 【補足説明】更新

大株主の状況は、平成27年9月末日現在です。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
辻 正次	学者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d,e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 正次	○	独立役員に指定しております。 <略歴> 昭和46年4月 大阪大学社会経済研究所助手 昭和51年12月 名古屋市立大学経済学部講師 昭和53年4月 同大学経済学部助教授 平成2年9月 同大学経済学部教授 平成6年4月 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 平成12年3月 同大学大学院国際公共政策研究科長 平成17年3月 大阪大学名誉教授 現在に至る 平成17年4月 兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授	辻正次氏は、兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授、大阪大学名誉教授の役職にあり経済学者としての専門知識経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断いたしました。 当社と同大学との間には特別な関係はないものと判断しております。 当該社外取締役は、東京証券取引所の規

現在に至る  
平成18年10月 米国カーネギーメロン  
大学INI(Institute of  
Network Information)  
客員教授  
平成21年12月 台湾国立成功大学  
都市計画系学部客員教授  
平成27年6月 当社社外取締役(現任)  
(重要な兼職の状況)  
兵庫県立大学大学院応用情報科学研究  
科教授  
大阪大学名誉教授

定する独立性基準に抵触していないと判断でき、独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的および必要に応じて会合を開催し、財務情報等の意見交換の機会をもっておりまます。また、内部統制評価を主管する業務監査室と定期的および必要に応じて会合を開催し、効率的な業務監査を行うべく監査機能の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大場 将弘	他の会社の出身者													
角倉 英司	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2)

氏名

独立

適合項目に関する補足説明

選任の理由

役員			
大場 将弘	○	<p>独立役員に指定しております。</p> <p>〈略歴〉</p> <p>昭和43年4月 株式会社日本相互銀行 (現株式会社三井住友銀行)入行</p> <p>昭和62年10月 同行高崎支店長</p> <p>平成9年6月 同行取締役関西審査部長</p> <p>平成11年6月 同行執行役員事務統括部長</p> <p>平成12年4月 同行常務執行役員</p> <p>平成12年6月 同行常務取締役兼常務執行役員</p> <p>平成13年6月 さくらファイナンスサービス株式会社代表取締役社長</p> <p>平成15年4月 ディーエムセンター株式会社代表取締役社長</p> <p>平成16年6月 ディーエムセンター株式会社代表取締役社長兼オリエンタルモーター株式会社非常勤監査役</p> <p>平成21年6月 東京中小企業投資育成株式会社非常勤取締役</p> <p>平成23年6月 同社退任</p> <p>当社監査役(非常勤)(現任)</p>	<p>当社は、社外監査役の選任に関して独立性に係る特段の定めを設けておりませんが、選任に当たって、会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係に該当する事項のないこと、提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係がないことを勘案し、他社における長年の経験と豊富な見識を当社の経営に活かし、公正中立な立場から当社の監査を行うことが期待され、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本として選任しております。</p> <p>当該社外取締役は、当社の取引先金融機関の出身者で、取締役であったことがあり、当社と同行の間では資金の借入取引がありますが、既に退職後10年以上が経過し、出身会社の意向に影響される立場にはないと判断しております。</p> <p>当該社外監査役は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触していないと判断でき、独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されることから、独立役員に選任しております。</p>
角倉 英司		<p>〈略歴〉</p> <p>昭和54年3月 安田信託銀行株式会社(現みずほ信託銀行株式会社)入行</p> <p>平成12年5月 同行不動産投資顧問部長</p> <p>平成14年4月 みずほアセット信託銀行株式会社不動産投資顧問部長兼不動産企画部専任部長</p> <p>平成15年3月 みずほ信託銀行株式会社不動産投資顧問部長</p> <p>平成16年5月 同行財務企画部長</p> <p>平成17年4月 同行札幌支店長</p> <p>平成18年6月 同行執行役員札幌支店長</p> <p>平成19年4月 同行執行役員不動産企画部長</p> <p>平成20年7月 同行常務執行役員不動産鑑定部長兼不動産鑑定部大阪鑑定室長</p> <p>平成20年7月 同行常務執行役員</p> <p>平成23年4月 日本株主データサービス株式会社代表取締役副社長</p> <p>平成23年6月 日油株式会社 社外監査役</p> <p>平成24年7月 日本株主データサービス株式会社代表取締役社長 現在にいたる (重要な兼職の状況)</p> <p>日本株主データサービス株式会社代表取締役社長</p>	

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

## 取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

現状では、特段必要との認識がないため、当社は、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、定款に報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(報酬等という)は、株主総会の決議によって定めるとしており、平成18年6月29日開催の第143期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まれない)、監査役の報酬限度額を年額52百万円以内と決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて企画部門、財務部門、総務部門等の関係部署が対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 当社は、取締役会により決議された基本方針に基づく業務執行のための経営会議体として、月1回の定例および必要な都度開催される取締役会の他に、月2回「経営会議」を設けております。経営会議は代表取締役、担当役員および各部門責任者で構成しております。個別の業務執行について審議しており、激動する経営環境に対応して、迅速かつ機動的な意思決定を進めております。当社グループの業務執行のため、グループ経営会議を設け、連結月次システムを導入し、国内外の関係会社の問題点に対して対応策を即時に展開しております。

取締役会には、社外取締役及び、社外監査役を含む監査役が出席し、経営会議、グループ経営会議には常勤監査役が出席しております。

2. 当社第152期において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は中島久木、駿河一郎の2名であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。

同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の公認会計士と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は従来より自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士8名、その他12名であります。

当社の会計監査人である「あずさ監査法人」に対する報酬は公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬で41,000千円であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役2名(うち1名は独立役員)を含み監査役4名による監査の実施並びに、取締役のうち1名の社外取締役(独立役員)と監査役が月1回の定例及び必要な都度開催される取締役会へ出席し、取締役の職務遂行を監督しております。経営に対する客観的な立場からの監督機能の有効性が確保されていると判断しております。

コーポレート・ガバナンスの強化を目指して、第152期定時株主総会において、公正中立な立場で経営効率向上のための助言を行い、経営全般、利益相反に関する監督機能を発揮していただく社外取締役を選任いただきました。当社では、取締役の任期を1年と定めています。

### **III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況**

#### **1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況**

##### **補足説明**

**株主総会招集通知の早期発送**  
定時株主総会招集ご通知を株主総会の2週間前までとする法定の発信期限前に発送し、株主の皆様の議決権行使に資する様対応しております。  
また、発送日に当社ホームページに定時株主総会招集ご通知を掲載し、株主の皆様の縦覧に供しております。

**その他**

定時株主総会招集ご通知を当社ホームページに掲載しております。

#### **2. IRに関する活動状況**

##### **補足説明**

**代表者自身による説明の有無**

**アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催**

半期、期末の業績発表毎に要望に応じ説明会を実施しております。

なし

**IR資料のホームページ掲載**

四半期報告書、決算短信、定時株主総会招集ご通知、定時株主総会決議ご通知、報告書、有価証券報告書、内部統制報告書を、当社ホームページに掲載しております。

**IRに関する部署(担当者)の設置**

企画部門、財務部門、総務部門が連携してIR活動を実施しております。

**その他**

当社ホームページには、「IRに関するお問い合わせ」として専用の窓口を設定しております。

#### **3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況** 更新

##### **補足説明**

**社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定**

当社グループを対象とした「コンプライス宣言」においてステークホルダーとの関係を明示しております。

**環境保全活動、CSR活動等の実施**

環境への取り組みとして、「環境基本方針」及び「環境報告書」を、当社ホームページに掲載しております。併せて、グループ会社に於ける取組み、環境対応の当社製品の紹介をしております。

「コーポレート・ガバナンス報告書」「環境報告書」は当社ホームページに掲載しております。

**ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定**

当社グループを対象とした「コンプライス宣言」において会社の経営状態および企業活動全般について正しくご理解いただくために、適時・適切な情報開示に努めることを明示しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を強化・整備する。

#### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

事業活動における企業倫理・法令・社内規程等の遵守を確保するため「コンプライアンス宣言」を定め、コンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役はコンプライアンス推進部署からの補佐や、コンプライアンス委員会の諮問等を受け、コンプライアンスを推進し統括管理する。

当社グループにおいて展開している、コンプライアンス行動指針に従い、反社会的勢力による不当要求に対して、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持たない。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書にて記録し、重要な書類は10年保存とする。文書の保存期間及び管理に関する体制は法令に従うとともに社内規程に定める。

「情報セキュリティ基準規程」を制定し、責任体制を明確化するとともに、情報漏洩・改ざん及びコンピュータネットワークの破壊や不正使用などが発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

#### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設け、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。具体的な活動を補佐するため、筆頭常務取締役を委員長とするリスク管理運営委員会を設け、教育、リスク対応に係る全社調整、リスク情報のグループ共有等を行う。併せて、半期ごとに各部門からリスクの報告を受け、定期的なリスク評価の見直しを行い、リスク管理委員会に報告する。

当社並びに国内の一部グループ会社で使用している基幹ITシステムに、アウトソーシングによるバックアップ体制を構築し、災害発生時の停止時間短縮を実現する。

#### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し会社財産の保全及び経営効率性の向上を図るために、内部監査を所管する「業務監査室」を置く。月1回の定例及び必要な都度開催される取締役会の他、月2回取締役社長、担当役員及び各部門責任者で構成する「経営会議」と、月1回取締役社長、担当役員及び国内各グループ会社経営者で構成する「グループ経営会議」を開催する。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営について、その自主運営を尊重しながら、国内は月1回、海外は年1回の定例及び必要な都度開催される「グループ経営会議」を通じ、事業内容の定期的報告、重要案件の協議等を行い、各社の連携体制を強固なものとする。

当社グループとしてコンプライアンスの徹底を図りながら、それを補完するため公益通報者保護法に則った「ダイニック・ホットライン」(内部通報制度)を運用し、コンプライアンスに反する事項の把握、早期是正を図る体制をとる。コンプライアンス担当取締役又は使用人は、監査役会に定期的にその業務の状況を報告する。

#### (6) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役(又は監査役会)には、つぎに掲げる事項を報告するものとする。

1. 経営会議に附議、報告される案件の概要
2. 内部統制に係る部門の活動概況
3. 重要な会計方針・会計基準及びその変更
4. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
5. 内部通報制度の運用及び通報の内容
6. 監査役会がその職務を遂行するために必要と判断し、当社及び子会社の取締役又は使用人に求めた事項

監査役会への報告は、常勤監査役への報告をもって行う。監査役会は報告者が報告をした事を以て不利な取り扱いを受けない様、留意する。又、監査役会は決議により、取締役及び使用人から報告を受ける監査役を決定している。

#### (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人、取締役社長、本社管理部門とも定期的及び必要に応じて会合を開催し、意見交換の機会を持つ。又、監査役は「経営会議」及び「グループ経営会議」他の重要な会議に出席する。

監査役が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、当社所定の手続きに従って支弁する。

#### (8) 監査役の職務を補助する使用人に関する体制

- 1.当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- 2.当該使用人の指揮命令権は監査役に有るものとする。
- 3.当該使用人の任命、評価・異動等については監査役会の同意を得るものとする。

#### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、取締役社長直轄の業務監査室が、内部統制活動の整備・運用状況を監査し、取締役社長に報告する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力及び団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持ちません。

当社の「内部統制システム」に組み込むと同時に「コンプライアンス行動指針」にその方針を記載しております。コンプライアンス全般を所管するコンプライアンス推進グループを設けており、警察、弁護士等外部の専門機関と連携を取るとともに、各事業所やグループ会社の総務担当者を集めた研修活動を必要に応じて開催しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

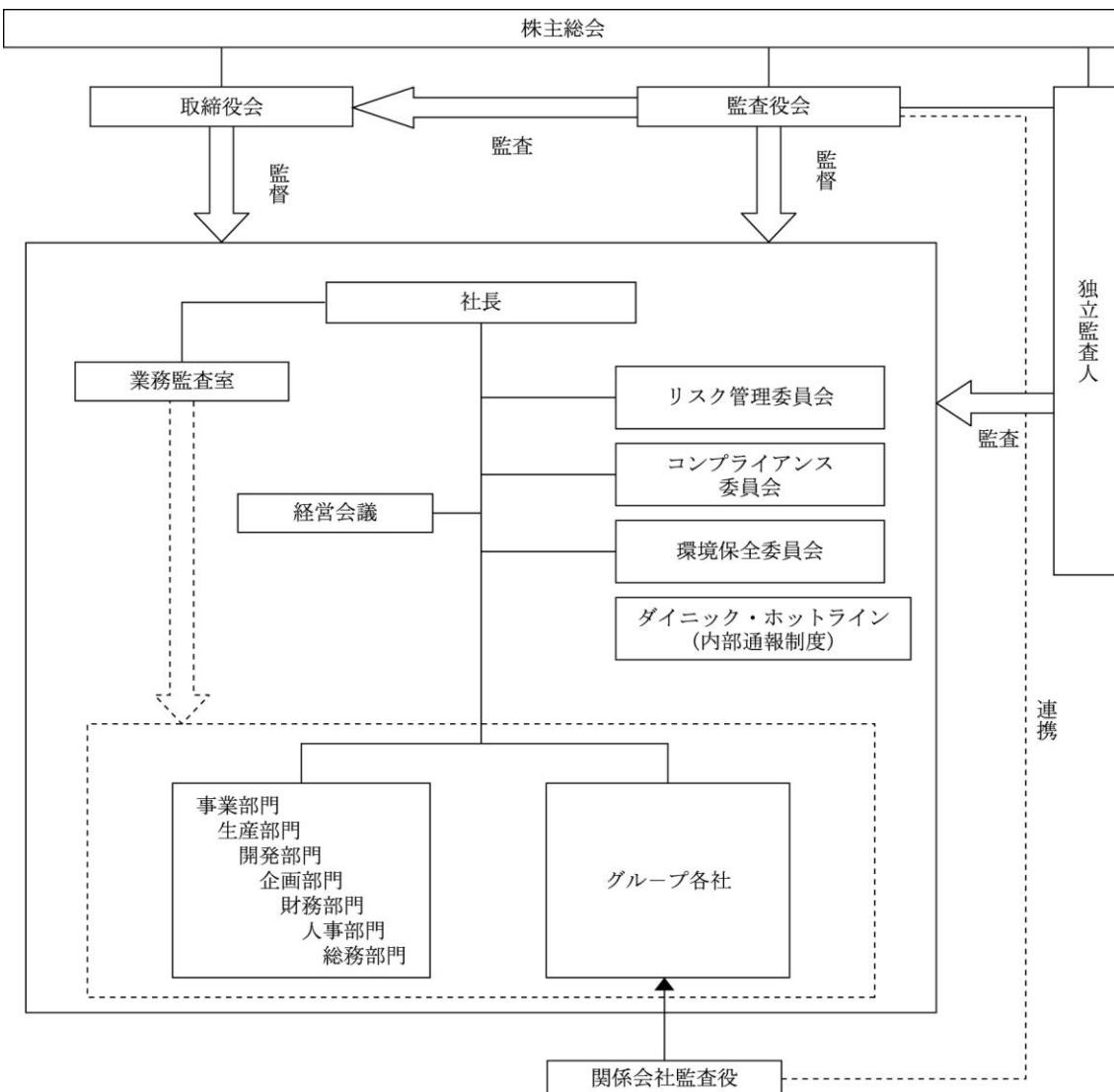
買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

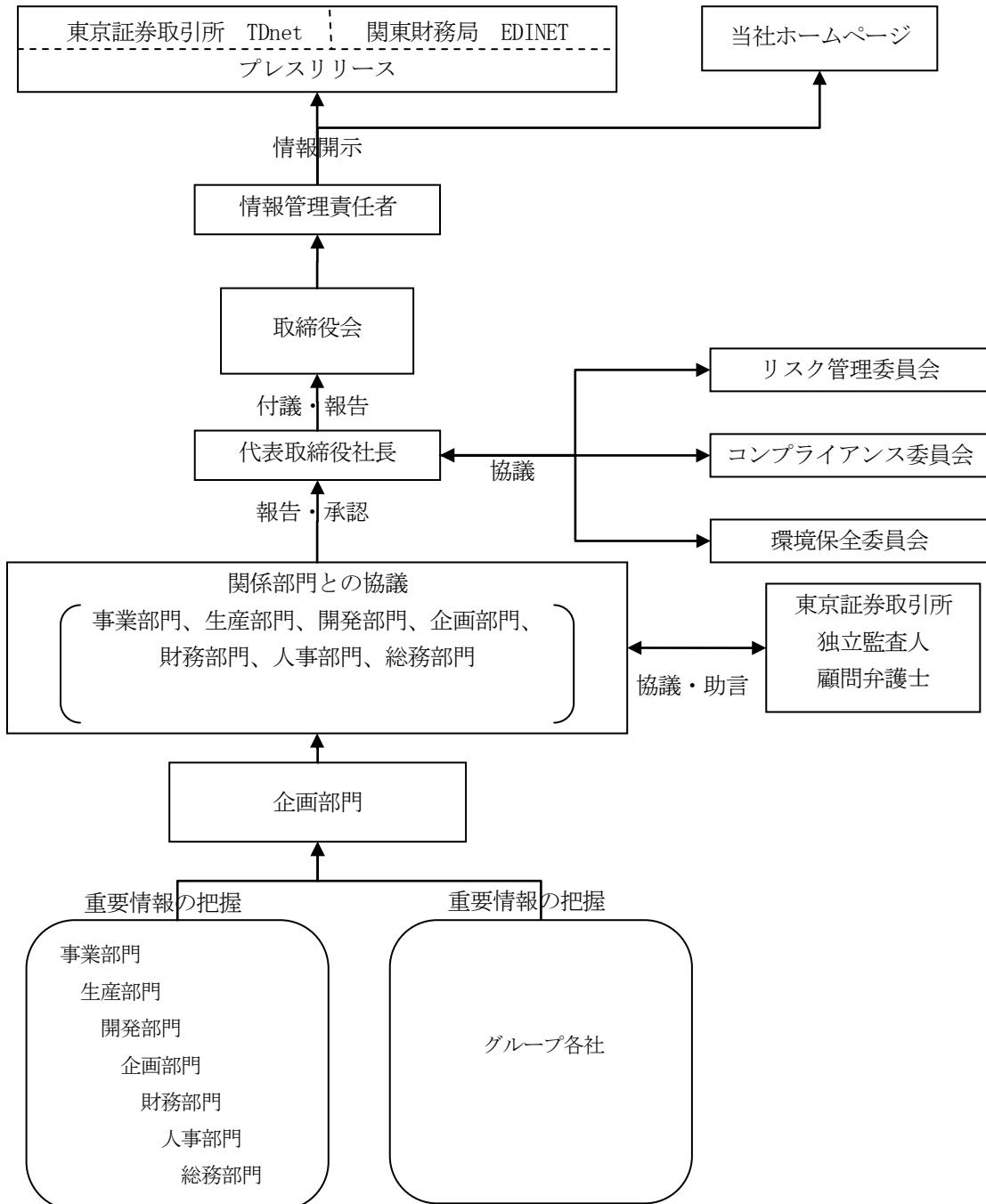
当社の内部統制システム、適時開示に係る体制は次の通りとなっております。

内部統制システムに関する模式図



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりとなっております。

1. 当社の開示情報は次の執行体制により確実に集約しております。



2. 業績の変動など発生の事実、意思決定に関する情報開示の必要性判断は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」及び株式会社東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」の開示判断基準に準拠し、迅速、正確かつ公平に開示するよう努めています。
3. 当社は引き続き経営内容の公正性と透明性を高めるために、情報管理責任者である企画部門担当役員が情報を統括し積極的な情報開示を行うよう努めています。
4. 情報管理責任者(担当役員)は、発生の事実、決定の事実・決算情報の適時開示情報について、関係各部門・担当役員の協議を統括し、開示の要否及びその開示内容を決定し、代表取締役社長に報告、承認を得るとともに監査役も出席する取締役会に諮っております。
5. 尚、インターネットを通じて、ホームページに財務情報、新製品情報の提供を行っております。

以上